

三郷市立鷹野小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、目指す学校像を「学力と体力が向上する学校」「環境が整備された安心・安全な学校」「いじめを許さない学校」「保護者・地域から信頼される学校」とし、三郷の教育 三つの宝「授業規律」「読書のまち三郷」「親の学習」を推進して、特色ある教育活動を展開している。

「授業の心得」を基盤として、教員一人一人が分かる授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図っている。また、児童は落ち着いて学習に取り組んでいる。

読書活動では、司書と連携して学校図書館を積極的に活用し、児童に読書の楽しさ、知る喜びを伝え、豊かな児童の育成に努めている。児童は、読書を楽しみ、図書室へ積極的に足を運んでいる。

「親の学習」の推進を通して、良好な人間関係づくりやいじめの防止等のための保護者の役割について啓発を行っている。

本校において、いじめの防止、早期発見、対応が、計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を以下に記載する。

1 いじめの未然防止

(1) 人間力を高める道徳教育の充実

- ・道徳の授業では、児童の心が揺さぶられる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。
- ・教育活動全体を通じ、「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・学校公開日には、全担任が道徳授業を公開する。

(2) 豊かな体験活動の充実

- ・学校行事や児童会活動を通して友だちと理解し合い交流し合う喜びを実感させる。
- ・福祉体験、ボランティア体験、職業体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。

(3) 児童会の取組

- ・中学校と連携を図り、「あいさつ運動」を実施し、明るい気持ちで学校生活がスタートできるようにする。
- ・児童会の合言葉「ふれあいで 笑顔あふれる 児童会」のポスターを作成し、全校級に掲示する。また、全校朝会等で、全校児童への啓発を行う。
- ・児童集会や縦割り活動等、全校児童が関わる場を増やし、児童が相互に尊重し合うことの出来る学校を目指す。

(4) 意識の啓発

- ・11月に児童集会を開催し、「いじめ撲滅宣言」を行う。
- ・11月に人権教育週間を設け（2週間）、生命尊重の精神や人権感覚を育む。

2 早期発見のための対策

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・教職員は、児童に積極的に言葉がけをして、児童とのコミュニケーションを図り、児童の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・休み時間や昼休み等、児童の様子に目を配り、「児童がいる所には、教職員がいる」ことを目指す。

(2) 教育相談の実施体制

- ・児童及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と児童の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。
 - ① いじめ相談窓口（教頭及び学年主任、教育相談主任）
 - ② 第1教育相談室、第2教育相談室、野のさととの連携
 - ③ 授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携
 - ④ 教育相談日の設定（毎週金曜日）
- ・「生活アンケート」「健康チェック」を年3回行い、必要に応じて教育相談を実施する。

(3) 校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。
- ・特別支援教育の研修を深め、日々の教育活動に生かす。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。
- ・高学年を中心に、情報モラルやインターネット利用上の注意を促す教室を年1回以上実施する。
- ・ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。

3 いじめの対応

(1) 適切な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。

(2) 組織的な対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして組織的に解決にあたる。

（校内生徒指導委員会、教育相談部会）

(3) 児童への指導、支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く支援を行う。
- ・いじめを行った児童に対して、相手の苦しみや痛みを心に寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。

(4) 保護者との連携

- ・いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、いじめを行った児童の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
- ・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

(5) 関係機関への報告・相談

- ・必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関との連携を行う。（吉川警察署、越谷児童相談所等）

4 校内組織

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「校内生徒指導委員会」の中に「いじめ防止対策推進委員会」を設置し、いじめの実態確認を行う。

〈構成員〉 校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭
当該児童の担任及び授業担当者等

〈活 動〉

- ① 早期発見に関すること。（教育相談等）
- ② 未然防止に関すること。
- ③ 対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める取組。

〈開 催〉

月1回を情報交換会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催する。

(2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 三郷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

〈構成員案〉 校長・教頭・教務主任、学年主任、生徒指導主任・学年生徒指導担当・教育相談主任 当該児童の担任及び授業担当者

- ③ 「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。
- ⑤ 「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。